

表 1 施設の概要

	エコシステム小坂(株)	(財)かながわ廃棄物処理事業団 かながわクリーンセンター	太平洋セメント(株) 小野田工場
施設設置者	エコシステム小坂(株)	(財)かながわ廃棄物処理事業団	太平洋セメント(株)
設置場所	秋田県鹿角郡小坂町	神奈川県川崎市	山口県山陽小野田市
施設形式	流動床炉	ロータリーキルンストーカ炉 ^{※1}	ロータリーキルン式セメント製造試験施設
燃焼ガスの温度	850℃以上	850℃以上	850℃以上
燃焼ガスの滞留時間	4秒	5秒	2秒

※1：ロータリーキルン（耐火材を内張りした回転式横型円筒炉）とストーカ（火格子が可動式の焼却炉）を組み合わせたもの

表 2 大気中のPCB及びダイオキシン類の濃度

	エコシステム小坂(株)	(財)かながわ廃棄物処理事業団 かながわクリーンセンター	太平洋セメント(株) 小野田工場
施設敷地境界 ^{※3}	PCB (通常運転時) : 0.091~0.43ng/m ³ (500ng/m ³) ^{※1}	PCB (通常運転時) : 0.56~1.5ng/m ³ (500ng/m ³) ^{※1}	PCB (通常運転時) : 0.29~0.72ng/m ³ (500ng/m ³) ^{※1}
	PCB (本試験時) : 0.13~0.25ng/m ³ (500ng/m ³) ^{※1}	PCB (本試験時) : 0.72~3.9ng/m ³ (500ng/m ³) ^{※1}	PCB (本試験時) : 0.50~1.1ng/m ³ (500ng/m ³) ^{※1}
施設周辺 ^{※3}	ダイオキシン類(通常運転時) : 0.014pg-TEQ/m ³ (0.6pg-TEQ/m ³ 以下) ^{※2}	ダイオキシン類(通常運転時) : 0.032pg-TEQ/m ³ (0.6pg-TEQ/m ³ 以下) ^{※2}	ダイオキシン類(通常運転時) : 0.021~0.027pg-TEQ/m ³ (0.6pg-TEQ/m ³ 以下) ^{※2}
	ダイオキシン類(本試験時) : 0.0081~0.0092pg-TEQ/m ³ (0.6pg-TEQ/m ³ 以下) ^{※2}	ダイオキシン類(本試験時) : 0.026~0.083pg-TEQ/m ³ (0.6pg-TEQ/m ³ 以下) ^{※2}	ダイオキシン類(本試験時) : 0.017~0.040pg-TEQ/m ³ (0.6pg-TEQ/m ³ 以下) ^{※2}

※1：PCB等を焼却処分する場合における排ガス中のPCBの暫定排出許容限界について（昭和47年環大企第141号）で定める濃度

※2：ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準について（平成11年環境庁告示第68号）で定める基準値

※3：PCB及びダイオキシン類の濃度は高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計で測定

表3 排ガス中のPCB及びダイオキシン類の濃度

	エコシステム小坂(株)	(財)かながわ廃棄物処理 事業団 かながわクリー ンセンター	太平洋セメント(株) 小野田工場
試料のPCB濃度 ^{※3}	7.5ppm	28ppm	9.7ppm
試料の量	0.8キロリットル	1.7キロリットル	43リットル
排ガス中の濃度 ^{※3}	PCB(通常運転時) : 1.2ng/m ³ N (100,000ng/m ³) ^{※1}	PCB(通常運転時) : 2.0ng/m ³ N (100,000ng/m ³) ^{※1}	PCB(通常運転時) : 1,600ng/m ³ N (100,000ng/m ³) ^{※1}
	PCB(本試験時) : 1.0ng/m ³ N (100,000ng/m ³) ^{※1}	PCB(本試験時) : 0.63~1.1ng/m ³ N (100,000ng/m ³) ^{※1}	PCB(本試験時) : 2,000~2,600ng/m ³ N (100,000ng/m ³) ^{※1}
	ダイオキシン類(通常運転 時) : 0.00050ng-TEQ/m ³ N (0.1ng-TEQ/m ³ N) ^{※2}	ダイオキシン類(通常運転 時) : 0.015ng-TEQ/m ³ N (1ng-TEQ/m ³ N) ^{※2}	ダイオキシン類(通常運転 時) : 0.054ng-TEQ/m ³ N
	ダイオキシン類(本試験時) : 0.00044~0.00055 ng-TEQ/m ³ N (0.1ng-TEQ/m ³ N) ^{※2}	ダイオキシン類(本試験時) : 0.0077~0.011 ng-TEQ/m ³ N (1ng-TEQ/m ³ N) ^{※2}	ダイオキシン類(本試験時) : 0.022~0.025 ng-TEQ/m ³ N

※1 : PCB等を焼却処分する場合における排ガス中のPCBの暫定排出許容限界について
(昭和47年環大企第141号)で定める濃度

※2 : ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)で定める基準値

※3 : PCB及びダイオキシン類の濃度は高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計で測定